

議案第9号

逗子市市民農園条例の一部改正について

逗子市市民農園条例の一部を次のように改正する。

令和4年1月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市民農園条例の一部を改正する条例

逗子市市民農園条例（平成14年逗子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表久木第1農園の項を削り、同表中「

久木第2農園	逗子市久木9丁目1638番、1641番、1641番2
--------	----------------------------

」を「

久木第1農園	逗子市久木9丁目1638番、1641番、1641番2
--------	----------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の市民農園について、久木第1農園を廃止するに当たり、改正の要あるため提案する。